

## 【売却】物件調書

所在	公簿地目	現況地目	公簿地積 (㎡)	実測地積(㎡)
北九州市門司区大字猿喰1462番36	雑種地	雑種地	22,594	22,594.39
【住居表示】門司区大字猿喰街区	合計(㎡)			22,594.39
	【最低売却価格】88,200,000円			

用途地域	市街化調整区域	建ぺい率	—	容積率	—
その他法令等に基づく制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化調整区域（建築都市局開発指導課/☎093-582-2644）</li> <li>・景観計画区域（建築都市局都市景観課/☎093-582-2595）</li> <li>・一般廃棄物が地下にある土地についての指定区域（環境局施設課/☎093-582-2184）</li> <li>・居住誘導区域外・都市機能誘導区域外（建築都市局都市計画課/☎093-582-2518）</li> <li>・下水道事業計画区域外（上下水道局下水道計画課/☎093-582-2480）</li> </ul>				

※法令等に基づく制限に関して不明な点がございましたら、入札前に関係機関にお問い合わせください。

道路の状況	西～北西側が幅員約8～10mの市道に0～約0.6m高く接面
私道の負担	—

電 気	【問合せ先】九州電力株式会社 小倉営業所	TEL: 0120-986-101
ガ ス	【問合せ先】西部ガス株式会社 北九州支社営業総括グループ	TEL: 093-591-6601
上水道	【問合せ先】北九州市 上下水道局 水道部 配水管理課	TEL: 093-582-3066
下水道	【問合せ先】北九州市 上下水道局 下水道部 下水道計画課	TEL: 093-582-2480

※ガス、上・下水道の配管状況や引き込みに関しては、入札前に必ず関係機関にお問い合わせください。

交通機関	西鉄バス	『門司学園中高』停留所	南西方	約300m	（直線距離）
	JR	JR鹿児島本線『小森江』駅	北西方	約4.7km	（直線距離）

公共施設	門司区役所 松ヶ江出張所	南西方	約3.3km	（直線距離）
	松ヶ江北小学校	南西方	約1.6km	（直線距離）
	松ヶ江中学校	南西方	約3.0km	（直線距離）

## 参考事項

### <売却物件について>

1. 電気・上下水道・ガス等の引込み、接面道路上の電柱・街路樹等の移設、車両乗り入れ施設の設置、その他売却物件を使用するために必要な手続き及び費用は、買受者負担となります。  
詳細については、関係企業者及び関係行政機関にご確認ください。
2. 売却物件は、現状有姿での売却となります。したがって、越境物がある場合についても現状有姿のまま売却することとなります。
3. 本物件は、「市街化調整調整区域」にあるため、原則として建築物の用に供することはできません。  
詳しくは建築都市局開発指導課（093-582-2644）にお尋ね下さい。
4. 本物件は、「環境事業局地蔵面埋立地」です。  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）により「一般廃棄物が地下にある土地についての指定区域」として指定されています。土地の利用について制限を受ける可能性がありますので、詳しくは環境局施設課（093-582-2184）にお尋ね下さい。
5. 売却物件には、従前建築物等が存置しています。  
従前建築物等は以下のとおりです。  
敷地外周の金属フェンス、金属フェンスの門扉、伸縮門扉、アスファルト舗装、立木、砂利  
これら従前建築物等を市は撤去しません。現状有姿での引渡しになります。
6. 当該地の地中埋設物調査及び地盤調査は実施しておりません。
7. 現地見学会は実施いたしません。入札参加前に必ず現地をご確認ください。
8. 測量図等は財政局財産活用推進課において閲覧することができます。

### <その他>

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する業の用途に供してはならない。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用途に供してはならない。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体及びその役職員または構成員等の事務所その他これらに類する施設等の用途に供してはならない。
- (4) 当該土地を使用するときは、騒音、悪臭、粉塵などの環境問題がおこらないように配慮すること。
- (5) 当該土地を使用するときは、近隣住民等地元関係者（以下「地元関係者」という。）への積極的な情報提供に努め、地元関係者の意見には誠意を持って対応し、地元関係者と協議、調整を行うこと。